

念はる趣之るの時趣に對し十割増

五、卯年又はせ工 就業の時同十二時 同 趣之る

時はと趣之るの時趣に對し三割増

本規 是は十二月十一日より施行の事

但し并三夜に就り十一月二十日かへ送り 其規正
に依り一時 扱ふ

忠告の事は 各業の業等の形勢を鑑み就業
上の考へ時節 大改 易よりせん也 甄出
社に 敬告 承りつゝ、之、